

〔論 文〕

企業結合会計基準の国際的収斂

—国際財務報告基準第3号を中心にして—

会計大学院教授

菊 谷 正 人

I 開 題

2003年10月31日に企業会計審議会により作成・公表され、2006年4月1日以後に開始する事業年度から実施される「企業結合に係る会計基準」(以下、「企業結合基準」と略す)によれば、企業結合とは、ある企業(会社および会社に準ずる事業体)またはある企業を構成する事業および他の企業または他の企業を構成する事業が一つの報告単位に統合されることをいう(「企業結合基準」二・1)。企業結合は、ある企業(取得企業)が他の企業(被取得企業)に対する支配を獲得する「取得」、いずれの企業の株主も他の企業を支配したとは認められず、結合後企業のリスク・便益を引き続き相互に共有する「持分の結合」に分けられる(「企業結合基準」二・3~4)。企業結合の会計処理として、「取得」には「パーチェス法」、厳格な要件(対価種類要件、議決権比率要件、議決権比率以外の支配要件)を満たす「持分の結合」に対しては「持分ブーリング法」が適用されている。

わが国の「企業結合基準」は、会計基準の国際的調和化(international harmonisation)を配慮して、基本的には、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board——以下、IASBと略す)の前身である国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee——以下、IASCと略す)が1998年7月に改訂・公表した「国際会計基準第22号(1998年改訂)企業結合」(International Accounting Standard 22 (revised 1998) Business Combinations——以下、IAS22(1998改訂)と略す)と類似する内容となっている。IAS22(1998改訂)で定義された「企業結合」(business combinations)とは、ある企業が他の企業との合体または他の企

業の純資産・営業(net assets and operations)に対する支配を獲得する結果として、個々の企業を単一の経営事業体に統合することをいう⁽¹⁾。IAS22(1998改訂)も、企業結合を「取得」(acquisition)と「持分の結合」(uniting of interests)に分類する。

IAS22(1998改訂)によれば、取得とは、ある企業(取得企業)が他の企業(被取得企業)の純資産・営業に対する支配(control)を、資産の引渡し、負債の引受けまたは株式の発行との交換により獲得する企業結合である。ここに「支配」とは、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務・経営方針を左右する力をいう。他方、持分の結合とは、結合当事者のいずれも取得企業として識別できない企業結合であり、結合後事業体のリスクと便益(risk and benefits of the combined entity)を継続的に相互共有するように、結合前企業の株主が純資産・営業のすべて(またはほぼすべて)に対する支配を結合する企業結合をいう⁽²⁾。

他の企業の純資産・営業に対する支配を伴う「取得」に対しては、資産の引渡し、負債の引受けまたは株式の発行による企業の取得を他の資産の購入と同様に処理する「パーチェス法」が適切である⁽³⁾。持分の結合の本質は、企業結合前のリスクと便益の相互共有が継続していることであり、企業結合後に相対的なリスクと便益もプールされ、結合当事者の意思決定権限も維持されるので、「持分の結合」は「持分ブーリング法」により会計処理される⁽⁴⁾。

パーチェス法の目的は、通常の資産購入(normal purchase of assets)に適用する原則と同様に、独立企業間取引(arm's length transaction)を前提とする公正価値(fair value)で被取得企業(acquired enterprise)を購買したように会計

処理することにある。したがって、被取得企業から受け入れた資産・負債は、当該資産・負債の買収により取得したとみなされ、結合後の貸借対照表には公正価値で計上される。買収原価 (cost of acquisition) と被取得企業の純資産の公正価値との差額は、「のれん」(goodwill) として処理される。被取得企業の取得前利益 (pre-acquisition profits) は、企業結合後には分配可能利益 (distributable profits) から除外される。

持分プーリング法の目的は、結合後の新持分を結合前の個々の企業の持分に相応するように会計処理することである。したがって、結合当事者の資産・負債は、結合前の貸借対照表に計上されていた帳簿価額のまま引き継がれ、のれんは生じない。結合前の利益も引き継がれるので、取得前利益は企業結合後に分配可能のままである。持分プーリング法の魅力の一つは、取得前利益を分配可能利益に算入できることである。

このように、IAS22 (1998改訂)，それに影響を受けた「企業結合基準」では、取得にはパーチェス法、持分の結合には持分プーリング法が適用される。ところが、米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board——以下、FASBと略す) から2001年6月に公表された「財務会計基準書第141号 企業結合」(Statement of Financial Accounting Standards No. 141 Business Combinations——以下、SFAS 141と略す) は、持分プーリング法を廃棄し、パーチェス法のみを強制適用した⁽⁵⁾。さらに、FASBは、対等合併 (mergers of equals) のように取得企業を識別できない企業結合に対して、取得企業と被取得企業の双方の資産・負債を公正価値で計上する「フレッシュ・スタート法」(fresh-start method) を適用できるか否かを別のプロジェクトで審議する予定である⁽⁶⁾。基準化されなかったとはいえ、フレッシュ・スタート法の適用可能性が企業結合会計基準の新規課題として検討され始めた。

会計基準の国際的収斂 (international convergence) を目的に掲げて2001年4月にIASCから改組・改称されたIASBも、2004年3月に「国際財務報告基準第3号 企業結合」(International Financial Reporting Standard 3 Business

Combinations——以下、IFRS 3と略す) を公表し、米国のSFAS141に調整する形で「プーリング法例外適用アプローチ」(pooling as exception approach) から「パーチェス法限定適用アプローチ」(purchase only approach) に変更した⁽⁷⁾。SFAS141を先行基準にして、パーチェス法への一元化が国際的に収斂化され始めたと言つても過言ではない。しかも、IASBも、米国のFASBと同様に、フレッシュ・スタート法適用の適切性を論じている⁽⁸⁾。

IASCのIAS22 (1998改訂) をモデルにして作成された「企業結合基準」が実践化される前に、IASB自体は持分プーリング法を放棄している。IFRS 3により差し替えられたIAS22 (1998改訂) の会計処理法を踏襲する「企業結合基準」の内容は、会計基準の国際的収斂の観点からは大幅に後退したことになる。持分プーリング法の利用に伴う国際的比較可能性・信頼性の欠如は、国内外の財務諸表利用者等により批判の対象となるであろう⁽⁹⁾。欧州証券規制当局委員会 (Committee of European Securities Regulators——以下、CESRと略す) が2005年7月5日に日・米・加の各会計基準の同等性評価を公表したが、「企業結合基準」における持分プーリング法について補完計画書 (supplementary statements) の作成を要求している⁽¹⁰⁾。「企業結合基準」の抜本的改訂が、いずれは余儀なくされるであろう。その際には、会計基準の国際的収斂の観点からIFRS 3 (またはSFAS141) が参考対象となるはずである。

本稿では、IAS22の変遷過程・IFRS 3の公表経緯、現行基準 (IFRS 3) の概要を検討した上で、IFRS 3の将来と課題を指摘することにする。IFRS 3自体に対しても、国際的調整が既に始っている。

II IFRS 3作成・公表までの経緯

1 IAS22の公表

IASCは、「公開草案第22号 企業結合の会計処理」(Exposure Draft 22 Accounting for Business Combinations——以下、E22と略す) を1981年9月に公表し、企業結合の会計処理法として三方法を提案していた。つまり、パーチェス

法、持分プーリング法および新規事業体法 (new entity method) が容認されている⁽¹¹⁾。新規事業体法とは、結合当事者双方の資産・負債の帳簿価額を公正価値に修正し、のれんを計上しないフレッシュ・スタート法の一種 (公正価値プーリング法) であり、オランダに適用例があった。

1973年6月にオーストラリア、カナダ、フランス、旧西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英國・アイルランドおよび米国の指導的な会計士団体の合意によって設立されたIASCの主要目的は、国際的に承認可能かつ理解可能な財務諸表の作成・報告のために、国際的に調和・統一された「国際会計基準」(IAS)を作成・公表することではあったが、当時のIASは各国の会計実践の寄せ集めに過ぎなかったと言えるかもしれない。したがって、類似の取引・事象に複数の自由選択的な会計処理が基準化されている。

1983年11月に確定基準として公表された「国際会計基準第22号 企業結合の会計処理」(International Accounting Standard 22 Accounting for Business Combinations —— 以下、IAS22 (1983) という) は、E22で提示されていた「新規事業法」を排除している。IAS22 (1983) は、原則としてパーチェス法を採用し、持分の結合と判定される場合にのみ持分プーリング法の適用を選択的に認める⁽¹²⁾。

パーチェス法を適用した場合に生じる「正ののれん」(positive goodwill) または「負ののれん」(negative goodwill) の会計処理には、(a) 損益認識法 (recognition of income) または (b) 株主持分直接修正法 (immediate adjustment against shareholders' interests) が選択適用できる。損益認識法では、正ののれんは「規則的償却法」(資産計上・費用処理法)、負ののれんは「規則的取崩法」(負債計上・利益取崩法) または「負債計上・資産価値相殺法」で処理される。株主持分直接修正法のもとでは、正ののれんには「持分控除法」(即時剰余金控除法)、負ののれんには「剰余金設定法」が適用される⁽¹³⁾。わが国では「規則的償却法」(損益認識法) が一般的であるが、「持分控除法」は英国における会計実践の一つであった。1984年12月に英國の会計基準委員会 (Accounting Standards Committee —— 以

下、ASCと略す) から公表された「基準会計実務書第22号 のれんの会計処理 (Statement of Standard Accounting Practice 22 Accounting for goodwill)」では、「株主持分直接修正法」が原則法として基準化されている⁽¹⁴⁾。

2 IAS22の改訂

IASCの諮問グループのメンバーであり、米国のSEC、日本の大蔵省(現在、金融庁)等の証券規制・監督機関が加盟している証券監督者国際機構 (International Organisation of Securities Commissions and Similar Agencies —— 以下、IOSCOと略す) は、国際的な証券登録制度およびそのための国際的ディスクロージャー制度の改善の必要性を認識し、国際的に比較可能な財務諸表に関する会計基準を促進するために、IASCの活動を支援していく方針を1988年11月のメルボルン総会で明らかにした。この要請に応えてIASCは、現行IASの多様な会計処理から統一的な(単一または限定された)会計処理を標榜する「公開草案第32号 財務諸表の比較可能性」(Exposure Draft 32 Comparability of Financial Statements —— 以下、E32と略す)を1989年1月1日に公表している⁽¹⁵⁾。IAS22 (1983) もE32の検討対象となった。

E32は、類似する取引・事象に单一の規定処理 (required treatment) を除き、他のすべての会計処理を廃棄した。ただし、単一の会計処理に絞れない場合には、優先処理 (preferred treatment) と代替処理 (alternative treatment) に分け、複数の会計処理を容認する。代替処理を選択適用したときは、純利益と株主持分の金額を優先処理を採用した場合に算定される金額に調整・開示しなければならない⁽¹⁶⁾。

通常の場合、公開草案の公開期間は6か月であるが、E32の重要性を鑑み9か月となっている。E32に限っては、その検討対象が多数に及び、基準化の理由説明が行われているとの理由により、IASC理事会は決議事項を「基準書」ではなく「趣旨書」(Statement of Intent —— 以下、「E32趣旨書」という)の形で1990年7月に公表した⁽¹⁷⁾。「E32趣旨書」では、優先処理を標準処理 (benchmark treatment) と名称変更するとともに、各

国から寄せられたコメント・レターを斟酌して、代替処理を選択適用した場合、純利益と株主持分の金額について標準処理との差額の開示を強制しないこととした⁽¹⁸⁾。

E32は、IASC概念フレームワークにおける資産の定義・認識基準との整合性および国際的動向を参照して、英国で実践されている「持分控除法」の廃棄を提案した⁽¹⁹⁾。正ののれんの規定処理として、資産に計上し、その有効期間（通常の場合には5年、いかなる場合にも20年を超えてはならない）にわたって償却する「規則的償却法」が採択されている⁽²⁰⁾。

「E32趣旨書」の提案を受けて、1992年6月に「公開草案第45号 企業結合」(Exposure Draft 45 Business Combinations)が公表された。1993年12月には、確定基準として「国際会計基準第22号(1993年改訂)企業結合」(International Accounting Standard 22 (revised 1993) Business Combinations——以下、IAS22(1993改訂)と略す)が改称・公表されている。IAS22(1993改訂)では、持分の結合に関する詳細な規定（たとえば、結合前企業の議決権株の交換、公正価値の同等性）が設けられ、それを前提にして、取得にはパーチェス法、持分の結合には持分ブーリング法が適用される⁽²¹⁾。パーチェス法採用により生じる「正ののれん」は、原則として規則的償却法によって費用化される。IAS22(1983)は、償却期間(amortisation period)を特定していなかったが、IAS22(1993改訂)は、E32の提案どおりに、有効期間を最長5年とした。ただし、20年を超えてはならない⁽²²⁾。

負ののれんに対しては、標準処理と代替処理が設けられた。標準処理としては、当該超過額を消去するまで、取得した非貨幣資産の公正価値を比例的に減少させ、完全に消去できない場合には、残存超過額(負ののれん)を繰延利益(deferred income)として認識し、5年以内(ただし、20年を超えてはならない)に規則的に取り崩す。代替処理としては、繰延利益(負ののれん)として処理し、5年以内に取り崩す。ただし、20年を超える期間は認められない⁽²³⁾。

3 IAS22の再改訂

のれんの償却期間の設定には、その見積りに困難性が伴う。IAS22(1993改訂)によれば、最長償却期間を原則として5年とした理由は、恣意的な限度(arbitrary limit)に依る⁽²⁴⁾。のれんの償却期間は人為的な仮定に基づいていると言わざるを得ない。IASCは、1995年6月に「公開草案第50号 無形資産」(Exposure Draft 50 Intangible Assets)を公表し、のれんの最長償却期間を20年(条件付で20年超)とした。しかし、最長償却期間の制限は人為的であるというコメントが相次ぎ、これに応えるために「公開草案第60号 無形資産」(以下、E60という)および「公開草案第61号 企業結合」(以下、E61という)が1997年8月に公表・再公開された。E60とE61では、減損テスト(impairment test)等の条件を課した上で20年以上の償却期間が認められた⁽²⁵⁾。これらの公開草案を基調して、1998年7月に「国際会計基準第38号 無形資産」(IAS38)とともにIAS22(1998改訂)が公表された。

IAS22(1998改訂)も、引き続き「ブーリング法例外適用アプローチ」を採用している。前述したように、企業結合を取得と持分の結合に分類し、いずれの企業が取得したのか識別できない場合に限り持分ブーリング法を例外的に認め、それ以外の企業結合にはパーチェス法を適用する。

正ののれんは「規則的償却法」によって費用計上されるが、その有効期間は、原則として、20年以内である。ただし、20年の有効期間は反証可能な推定であり、説得的な証拠があれば、20年を超えて償却することができる。のれんの償却期間が20年を超える場合には、「国際会計基準第36号 資産の減損」(International Accounting Standard 36 Impairment of Assets)に従って、減損の徵候がなくとも、毎期末に回収可能価額(recoverable amount)を見積計算する必要がある。減損テストを行い、その理由を開示しなければならない⁽²⁶⁾。IAS22(1998改訂)に至っては、のれんの減損テストが部分的に導入・併用されたことになり、のれんに関する会計処理法に新規方法が展開されている。

他方、負ののれんは下記のように処理しなければならない⁽²⁷⁾。

- (1) 取得計画で識別され、信頼性をもって測定できる将来の損失・費用（企業結合後に予想される組織変更・再構築から生じる損失・費用）に関連するが、識別可能負債を表していない範囲の負ののれんは、将来、損失・費用が認識されるときに、利益として計上される。
- (2) 信頼性をもって測定できる将来の損失・費用に関連しない場合には、下記のように利益として計上する。
 - (a) 識別可能な非貨幣資産の公正価値を超えない負ののれんは、識別可能償却資産の加重平均残存耐用年数にわたって規則的な方法で利益として計上する。この場合、負ののれんは資産の控除項目として表示される。
 - (b) 識別可能な非貨幣資産の公正価値を超える負ののれんは、直ちに利益として計上される。

4 IFRS 3 の公表

IASC は、英国、米国、カナダとオーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定主体および IASC から構成される「G 4 + 1」と共同作業を行った。「G 4 + 1」は、国際的収斂を実現するために『企業結合の会計処理法に関する収斂達成のための勧告書』(Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations——以下、『G 4 + 1 勧告書』という) を1998年に公表し、持分ブーリング法、パーチェス法およびフレッシュ・スタート法を検討している。情報の有用性やコスト・ベネフィットの観点から、最終的に「パーチェス法」の採用・収斂が勧告された⁽²⁸⁾。米国の FASB は、既述のとおり、『G 4 + 1 勧告書』の内容を大幅に盛り込んだ SFAS141 を2001年6月に作成・公表している。また、FASB は、SFAS141とともに「財務会計基準書第142号 のれんおよびその他の無形資産」(Statement of Financial Accounting Standards No.142 Goodwill and Other Intangible Assets——以下、SFAS142と略す) を公表し、減損テストを強制適用した⁽²⁹⁾。万代勝信教授も述べられるように、『G 4 + 1 勧告書』はその後の諸外国の企業結合会計基準の流れを決定づけている⁽³⁰⁾。

国際的な会計基準の収斂を目的にして IASC から2001年4月に改組・創設された IASB は、国際的収斂のスピードを速めるために、FASB と共同で高品質で互換性のある会計基準を開発するために、「覚書：ノーウォーク合意」(Memorandum of Understanding: The Norwalk Agreement——以下、「ノーウォーク合意」という) を2002年9月に取り交わした。「ノーウォーク合意」の締結後、IASB は2002年12月に「公開草案第3号 企業結合」(以下、ED 3 という) を公表し、米国の SFAS141・SFAS142 と同様に、パーチェス法と減損テストの強制適用を提案している⁽³¹⁾。

ED 3 のコメント期限の2003年4月4日までに IASB に提出されたコメント総数は133通に上り、各国の会計基準設定主体からもコメントが寄せられている。ED 3 は、質問2（企業結合の会計処理方法）において、持分ブーリング法使用の排除・パーチェス法の強制適用案の適切性についてコメントを求めた。日本・マレーシアの会計基準設定主体は持分ブーリング法の廃止に反対していたが、パーチェス法への一元化を無条件に賛成していないものの、持分ブーリング法の排除に関しては大多数の基準設定主体の同意を得ていた。たとえば、ドイツ・オーストラリアの会計基準設定主体は持分ブーリング法の排除に全面的に賛成する見解を示し、イタリア・カナダ・ノルウェー等の会計基準設定主体は、パーチェス法限定適用アプローチに同意しつつも、対等合併等のように真の取得企業が判明できない場合には、フレッシュ・スタート法の適用可能性の検討も必要であると指摘している⁽³²⁾。

これらのコメント・レターを参考にしながら、IASB は2004年3月にIFRS 3 を公表し、ED 3 の提案どおりにパーチェス法の強制適用、のれんに対する減損テストを基準化した。さらに、前述したように、確定基準化されることはできなかったが、フレッシュ・スタート法適用の適切性が論議・検討されている。

なお、企業結合会計に関して IASC・IASB (および参考のために FASB・企業会計審議会) が作成・公表した基準書・公開草案等を一表にまとめると、表1のとおりになる。

表1 企業結合に関する会計基準等の公表経緯

設定機関	公表年月	基準・公開草案等
IASC	1981年9月	E22「企業結合の会計処理」
	1983年11月	IAS22「企業結合の会計処理」(1993年12月廃棄)
	1989年1月	E32「財務諸表の比較可能性」
	1990年7月	E32趣旨書「財務諸表の比較可能性」
	1992年6月	E45「企業結合」
	1993年12月	IAS22(1993改訂)「企業結合」(1998年7月廃棄)
	1995年6月	E50「無形資産」
	1997年8月	E60「無形資産」 E61「企業結合」
	1998年7月	IAS22(1998改訂)「企業結合」(2004年3月廃棄) IAS38「無形資産」
(FASB)	(2001年6月)	(SFAS141「企業結合」) (SFAS142「のれんおよびその他の無形資産」)
IASB	2002年12月	ED 3「企業結合」
(企業会計審議会)	(2003年10月)	(「企業結合基準」)
IASB	2004年3月	IFRS 3「企業結合」
	2005年6月	「IFRS 3改訂草案」
(FASB)	(2005年6月)	(「SFAS141改訂草案」)

III IFRS 3の概要と問題点

1 企業結合の意義と会計処理法

IFRS 3によれば、企業結合とは、別々の企業または企業の営む事業を一つの報告事業体 (reporting entity) に統合することである。企業結合は、ある企業（取得企業）による他の企業（被取得企業）の持分の購入、他の企業のすべての純資産の購入、他の企業の負債の引受け、事業を営む他の企業の純資産の購入、持分証券の発行・現金または現金同等物その他の資産の譲渡・それらの組み合わせ等によって達成される。このような手法で行われた企業結合は、ある企業（取得企業）が他の企業（被取得企業）に対する支配を獲得することになる⁽³³⁾。

IFRS 3では、企業結合は支配を伴う「取得」に限定されているため、その会計処理法として「パークエス法」が強制適用される。IASCは、「取得」にはパークエス法、厳格な要件を満たす「持分の結合」には例外的に持分ブーリング法を適用する「ブーリング法例外適用アプローチ」を

採用したのに対し、IASBは、複数の会計処理の容認が財務諸表の比較可能性に対する阻害要因となり、財務諸表利用者に提供される財務諸表の有用性を損ねるものと考えられるため、「パークエス法限定適用アプローチ」の採択に踏み切ったのである⁽³⁴⁾。

パークエス法を適用するに際しては、まず、結合当事企業の中から取得企業を決定し、次に、被取得企業の取得に要した対価の公正価値（買収対価）により「企業結合の取得原価」（買収原価）を算定し、かかる後に、当該取得原価を取得資産・承継負債の公正価値（時価）に基づき配分し、配

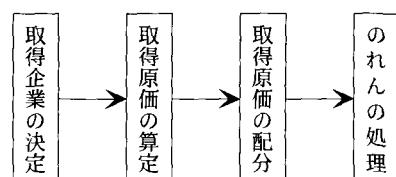


図1 パークエス法の手順

(出所) 菊谷正人・石山 宏『新会計基準の読み方（第3版）』税務経理協会、平成18年、218頁。

分後の残額を「のれん」として処理する。つまり、パーチェス法の適用は、下記の手順によって行われる⁽³⁵⁾。ささ

- (a) 取得企業の識別
- (b) 企業結合の取得原価の測定
- (c) 取得原価の取得資産・承継負債への配分

なお、図1は、パーチェス法の手順を示している。IASC・IASBが作成・公表した基準書・公開草案において基準化・提案されている会計処理法の主な変遷を一表に要約すれば、表3に示すとおりである。

表3 企業結合に関する会計基準等における会計処理法の主な変遷

基準・公開草案	企業結合の会計処理法
E22	パーチェス法・持分プーリング法・新規事業体法（フレッシュ・スタート法）の選択適用
IAS22（1983）	プーリング法例外適用アプローチの採用
IAS22（1993改訂）	プーリング法例外適用アプローチの採用（持分の結合の要件厳密化）
IAS22（1998改訂）	プーリング法例外適用アプローチの採用
ED 3	パーチェス法限定適用アプローチの採用
IFRS 3	パーチェス法限定適用アプローチの採用

2 取得企業（支配）の識別

パーチェス法の適用に当たっては、まず、取得企業の識別（identification of the acquiring entity）が要求される。パーチェス法限定適用アプローチを採用する場合には、すべての企業結合に関して取得企業を決定することから始まる。IFRS 3によれば、取得企業とは、結合当事企業のうち、他の企業または事業の支配を獲得した企業である。ここに支配とは、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務・経営方針を左右する力をいう。ある結合企業が他の結合企業の議決権の過半数を取得したときに、その所有が支配を構成しないことが証明されない限り、他の企業の支配を獲得したと推定される。ただし、過半数を取得していない場合でも、企業結合の結果として下記の権限を獲得した場合には、当該企業は取得企業となる⁽³⁶⁾。

- (a) 他の投資家との契約に基づき他の企業の議決権の過半数に対する権限
- (b) 法令または契約に基づき他の企業の財務・経営方針を左右する権限
- (c) 他の企業の取締役会または同等の統治機関の過半数のメンバーを任免する権限
- (d) 他の企業の取締役会または同等の統治機関の議決権の過半数を行使する権限

取得企業の識別には困難性が伴うが、たとえば、次のような場合には、取得企業の存在を示唆する

ことができる⁽³⁷⁾。

- (a) ある企業の公正価値が他の企業の公正価値よりも著しく大きい場合には、大きい方が取得企業である可能性が高い。
- (b) 現金またはその他の資産と議決権付普通株式との交換によって企業結合が実施された場合には、現金またはその他の資産を引き渡した企業が取得企業である可能性が高い。
- (c) 企業結合の結果として、ある企業の経営者が結合後企業の経営陣の選任権を支配できる場合には、そのような権限を有する企業が取得企業である可能性が高い。

IFRS 3では、「企業結合は、支配を伴う取得である」という思考に立脚し、すべての企業結合を「取得」とみなすので、取得企業（すなわち支配）の識別は重要な作業となる。そのために、取得企業の決定方法に関するガイドラインが具体的に提示されている。

3 被取得企業の取得原価の算定

パーチェス法のもとでは、被取得企業の取得原価（買収原価）は、通常の資産購入と同様に、独立企業間取引を前提にした公正価値で算定される。取得企業は、被取得企業の取得原価を下記の合計額として測定しなければならない⁽³⁸⁾。

- (a) 被取得企業の支配と交換に取得企業が引き渡した資産、発生負債または承継負債および

発行した持分証券の交換日現在の公正価値

- (b) 企業結合に直接要した費用（たとえば、企業結合を遂行するために会計士・法律顧問・鑑定士その他のコンサルタントに支払った専門家報酬）

すなわち、被取得企業の取得原価は、取得の対価となる財等の公正価値と直接付随費用を合計して算定される。支配の獲得が連続的な株式購入によって段階的に達成される場合のように、取得が複数の交換取引を伴う場合には、取得原価は個々の取引ごとの対価となる財等の公正価値を合計して算定される⁽³⁹⁾。

取得の対価として取得企業等の持分証券が交換される場合、米国のSFAS141は、企業結合の主要条件（株式の交換比率等）の合意・公表日の前後の合理的な期間における株価を基礎にして算定する「合意日モデル」(agreement date model)を要求している⁽⁴⁰⁾。わが国の「企業結合基準」(三・2・(2)・③、注解6、注解7)も原則として「合意日モデル」を探っているが、主要条件の合意・公表日前の合理的な期間（原則として、直前数日間）の株価を考慮する点で若干の相違はある。

「合意日モデル」のもとでは、被取得企業の取得原価は主要条件の「合意日」における株価に基づいて算定されるが、取得資産・承継負債は「取得日」における公正価値に基づいて算定される。他方、実際の株式交付時点（取得日）における株価を基礎として取得企業等の株式を算定する「取得日モデル」(acquisition date model)のもとでは、買収対価・取得した純資産・のれんの測定日が同一となり、測定日に整合性がある。つまり、被取得企業の取得原価および取得資産・承継負債は、支配を獲得した取得日における株価および公正価値（時価）に基づいて測定される⁽⁴¹⁾。

わが国の「企業結合基準」は、例外適用として「取得日モデル」を採用している。すなわち、株式交付日の株価が主要条件の合意・公表日前の合理的な期間における株価と大きく異なる場合には、当該株式交付日の株価を基礎として算定することができる（「企業結合基準」三・2・(2)・③）。IFRS3では、当該株式の交付日現在の公表価格（公正価値指標として信頼性できない場合には、

信頼性のある見積価格等）を基礎にして取得企業等の株価を算定する「取得日モデル」が採用されている⁽⁴²⁾。

4 被取得企業の取得原価の配分

取得企業は、取得時点において、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債（偶発債務を含む）のうち、信頼性をもって公正価値で測定できる識別可能資産・負債を取得日現在の公正価値で認識することによって、「企業結合の原価」（被取得企業の取得原価）を各識別可能資産・負債として配分しなければならない。配分の結果、被取得企業の取得原価と識別可能純資産の公正価値との差額は、のれんとして処理される⁽⁴³⁾。

したがって、のれんを適正に算定するためには、取得した資産と引き受けた負債に割り当てる金額(amounts assigned to assets acquired and liabilities assumed)は信頼性をもって測定されなければならない。IFRS3は、被取得企業の識別可能資産・負債を取得日時点の公正価値で認識・測定することを要求するが、企業結合の原価を配分する目的上、下記のような資産・負債の種類別に公正価値を決めている⁽⁴⁴⁾。

- (a) 活発な市場で取引されている金融商品：
市場価格
- (b) 活発な市場で取引されていない金融商品：
類似企業の比較可能な金融商品の株価収益率・配当利回り・期待成長率等を考慮した見積価格
- (c) 受取債権・受益契約その他の識別可能資産：
現在の適切な利子率で計算した受取額の現在割引価値から貸倒損失・回収費用を控除した額（ただし、短期であれば、名目金額と現在割引価値との差額が重要でない場合には、割引計算の必要はない）
- (d) 棚卸資産：
 - (i) 製品・商品：
販売価格から販売費用と合理的利益相当額（類似製品・商品の利益率を参考にする）を控除した金額
 - (ii) 仕掛品：
製品の販売価格から完成までに要する費用、販売費用と合理的利益相当額（類似製

- 品の利益率を参考にする) を控除した金額
- (iii) 原材料：
再調達原価
- (e) 土地・建物：
市場価格
- (f) 工場・設備：
鑑定によって算定される市場価格(特殊性があり、かつ、市場価格が明確でない場合には、減価償却後の再調達原価等)
- (g) 無形資産：
(i) 活発な市場により決定された価値または(ii) 活発な市場がない場合には、独立第三者間取引条件で支払ったであろう見積価格
- (h) 納付建制度に関する正味資産・負債：
納付建債務の現在割引価値から年金資産(ただし、企業が利用できる範囲内)の公正価値を控除した額
- (i) 税金資産・負債：
税務上の欠損金から享受できる税金軽減効果の額または純損益に関する未払税金の金額とし、結合後企業の観点から評価した金額(公正価値で再評価する際の税効果を考慮した金額で測定し、割引計算を行わない)
- (j) 買入債務、手形債務、長期債務、負債、未払費用、その他の未払金：
現在の適切な利子率で計算した決済額の現在割引価値(ただし、短期であれば、名目金額と現在割引価値との差額が重要でない場合には、割引計算の必要はない)
- (k) 被取得企業の不利な契約その他の識別可能負債：
現在の適切な利子率で計算した支払額の現在割引価値
- (l) 被取得企業の偶発債務：
第三者が引き受けるために課すであろう金額(可能性あるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映させる)
- ペーチェス法が適用されるので、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債は公正価値で測定される。IFRS 3における公正価値測定の特徴としては、異なる種類の資産・負債ごとに市場価格、現在割引価値、販売価格から販売費用・

合理的利益相当額を控除した金額、再調達原価等の異なる公正価値が利用されていることであろう。わが国の「企業結合基準」(二・7)は、「時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。」と規定するに止まり、識別可能資産・負債の種類別の公正価値を決めるガイドラインを設けていない。時価(公正価値)を合理的に算定する、すなわち時価を恣意的に操作させないためには、IFRS 3・SFAS141等のように、資産・負債の種類ごとに具体的な時価を決めるべきであろう⁽⁴⁵⁾。

5 のれんの会計処理

前述したように、被取得企業の取得原価(買収原価)が取得した識別可能純資産(取得した識別可能資産と引き受けた識別可能負債との差額)の公正価値を上回る場合には、その超過額が(正の)のれんになる。企業結合で取得した「のれん」は、資産として認識・計上しなければならない。資産計上されたのれんは、減損テストを毎年行い、減損損失(impairment loss)の累計額を控除した金額で再測定される⁽⁴⁶⁾。

IASCが作成・公表していたIAS22と異なり、IASBは(正の)のれんに対して全面的に減損会計を導入し、米国 SFAS142と同様に、資産計上・減損テスト法のみを採択した。のれんの規則的償却を禁止し、減損テストを毎年義務づけている。将来的には、のれんの減損テストの強制適用が国際的収斂となっていくのであろうか。

ところが、IAS22(1998改訂)の影響を受けて作成された「企業結合基準」は、原則として「規則的償却法」を採用している。すなわち、20年以内に定額法その他の合理的な方法によってのれんは規則的に償却される(「企業結合基準」三・2・(4))。のれんを資産として計上する点では同じであるが、のれん計上後の会計処理は大きく乖離している。

なお、取得した純資産の公正価値が被取得企業の取得原価を上回る超過額(excess of fair value of acquired net assets over cost of acquired entity)は、一般に「負ののれん」と呼ばれるが、IFRS 3では、負ののれんが計上されていること

はない。被取得企業の識別可能純資産の公正価値が「企業結合の原価」(被取得企業の買収原価)を超過する場合には、被取得企業の「識別可能資産・負債」の識別・測定および「企業結合の原価」の測定を再度見直し、再修正後にも残っている残存超過額(remaining excess)は利益として直ちに認識・計上されなければならない⁽⁴⁷⁾。「負ののれん」は、企業結合時に同時に利益として損益計算に算入される。すなわち、「即時取崩法」が適用され、負ののれんの存在が認められていない。

IASCのIAS22では「正ののれん」と「負ののれん」に区分されていたが、IASBのIFRS3では、負ののれんが消滅するに至った。「のれん」

は「独立して識別できず区分認識できない資産から生じる将来経済的便益⁽⁴⁸⁾」と定義され、資産に限定されることになる。わが国の「企業結合基準」(三・2・(5))は、正ののれんの会計処理との整合性の観点から、原則として、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で負ののれんを規則的に取り崩すことを要求している。正ののれんの会計処理と同様に、負ののれんの会計処理もIFRS3と著しくかけ離れた。

なお、IASC・IASBから公表された基準書で示されるのれん処理法と比較・分析するとすれば、表4のとおりである。

表4 のれんの会計処理の展開
正ののれん

基準名	会計処理
IAS22 (1983)	規則的償却法(損益認識法)と持分控除法(株主持分直接修正法)との選択適用
IAS22 (1993改訂)	規則的償却法(最長償却期間5年。ただし、20年超えてはならない。)
IAS22 (1998改訂)	規則的償却法(最長償却期間20年)と減損テスト法(償却期間が20年を超える場合)の併用
IFRS 3	減損テスト法の強制適用

負ののれん

基準名	会計処理
IAS22 (1983)	規則的取崩法または負債計上・資産価値相殺法(損益認識法)と剩余金設定法(株主持分直接修正法)との選択適用
IAS22 (1993改訂)	標準処理: 資産価値相殺後・規則的取崩法(最長取崩期間5年。ただし、5年を超えてはならない。) 代替処理: 規則的取崩法(最長取崩期間5年。ただし、5年を超えてはならない。)
IAS22 (1998改訂)	信頼性をもって測定できる将来の損失・費用に関連するが、識別可能負債を表していない場合: 損失・費用の認識時に利益計上 信頼性をもって測定できる将来の損失・費用に関連しない場合: (a) 非貨幣資産の公正価値を超えない場合 資産控除項目表示・取崩法 (b) 非貨幣資産の公正価値を超える場合 即時取崩法
IFRS 3	即時取崩法(負ののれんの消滅)

IV IFRS 3の将来と課題——むすびに代えて——

1983年にIASCにより作成・公表されたIAS22は、1993年と1998年に改訂されたが、企業結合の会計処理法としては「ブーリング法例外適用アプローチ」を一貫して採用している。その点では変更はなかったが、パーチエス法を適用した場合に生じる「のれん」の会計処理は、国際的調整を

図りながら大幅に変更されてきた。1989年のE32公表前には、正ののれんには「規則的償却法」と「持分控除法」の選択適用が容認されている。E32は、財務諸表の国際比較可能性の観点から、「持分控除法」の禁止を提案し、その結果、IAS22(1993改訂)とIAS22(1998改訂)は、「規則的償却法」を原則とした⁽⁴⁹⁾。さらに、1998年公表のIAS22(1998改訂)では、償却期間が20年を

超える場合には「減損テスト法」も新たに併用された。

各国の会計基準設定主体と協力しながら、会計基準の国際的収斂を目指すために2001年4月に創設されたIASBは、国際的収斂を推進するためIAS22（1998改訂）を廃棄し、米国のSFAS141・SFAS142と類似するIFRS3を公表した。IFRS3（およびSFAS141・SFAS142）の大きな特徴は、（1）企業結合の会計処理として「パートナーズ法」に一元化したこと、（2）のれんの会計処理に「減損テスト法」を強制したことである。

先行基準であったIAS22（1998改訂）の内容（すなわち、ブーリング法例外適用アプローチ、規則的償却法）とは根本的に異なるIFRS3が、国際的収斂（厳密に言えば、米国基準への国際的調整）を標榜する形で提示された。わが国の「企業結合基準」はIAS22（1998改訂）の影響を受けて作成されたので、IFRS3とIAS22（1998改訂）の差異がそっくりそのまま「企業結合基準」にも引き継がれている。表5は、IFRS3と「企業結合基準」における主要な相違点を明らかにしている。

表5 IFRS3と「企業結合基準」における主要な相違点

事項	基準名	IFRS3	「企業結合基準」
企業結合の分類	取得	取得と持分の結合	
企業結合の会計処理法	パートナーズ法の強制適用	取得にはパートナーズ法適用、持分の結合には持分ブーリング法適用	
正ののれんの会計処理	減損テスト法の強制適用	①原則適用：規則的の償却法（20年以内の償却期間） ②例外適用：即時償却法	
負ののれんの会計処理	即時取崩法（負ののれんの消滅）	①原則適用：規則的の取崩法（20年以内の取崩期間） ②例外適用：即時取崩法	

2002年10月に締結した「ノーウォーク合意」に基づいて、IASBとFASBは企業結合会計・連結会計に関する共同プロジェクトを設置し、その成果を2005年6月30日にそれぞれの基準設定主体から公表している。IASBとFASBは初めて、企業結合会計に係る共同草案（IASB/FASB公開草案と通称されている）として、「IFRS3企業結合に対する改訂案の公開草案」（*Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS3 Business Combinations*——以下、「IFRS3改訂草案」という）および「公開草案 財務会計基準書案 企業結合——FASB基準書第141号の差し替え」（*Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards Business Combinations—a replacement of FASB Statement No.141*——以下、「SFAS141改訂草案」という）を共同提案した。

「IFRS3改訂草案」においても、結合当事企業双方の資産・負債をともに公正価値で評価・結合する「フレッシュ・スタート法」の適用可能性・

導入が検討されている⁽⁵⁰⁾。パートナーズ法（取得法とも呼ばれる）とフレッシュ・スタート法の選択適用（あるいはフレッシュ・スタート法の強制適用）という将来の基準化へ向けて、再度、論議が始まった。醍醐聰教授も推測されるように、企業結合会計基準を巡る国際的動向を鑑れば、「パートナーズ法 or/and 持分ブーリング法」ではなく、「パートナーズ法 or/and フレッシュ・スタート法」に収斂していくものと考えられる⁽⁵¹⁾。

なお、「IFRS3改訂草案」（すなわちIASB/FASB公開草案）は、徹底的に「経済的单一体説」（economic unit concept）と一致する会計処理を提案している。たとえば、識別可能純資産に基づき認識された「のれん」の額を非支配株主持分（non-controlling interest）に按分する。取得企業が被取得企業の持分のすべてを取得しなかつた場合にも、非支配持分に相当する部分を含む公正価値で「のれん」が認識されている⁽⁵²⁾。すなわち、ある企業が支配を獲得する取引・事象を「企業結合」とみなしている。これは、「全部のれん」

(full goodwill) に基づく会計処理を要求していることにはかならない。全部のれんの計上では、子会社の識別不能資産・負債を含めて、子会社自身の公正価値評価が要求され、そのため非支配株主持分に帰属する公正価値にものれんが付随するとする全部のれんに基づく処理が正当化されている。これは、経済的单一体説の考え方に基づく⁽⁵³⁾。

のれんは、支配獲得時における被取得企業全体の公正価値と識別可能純資産の公正価値との差額として全部のれん方式で算定される。この方式では、取得の対価、識別可能資産・負債、のれんの測定時点（支配獲得時点）がすべて一致する。ただし、全部のれん方式の問題点として、非支配株主持分に対する自己創設のれん（internally generated goodwill）の計上、全部のれんの測定の信頼性に疑問があることなどが指摘されている⁽⁵⁴⁾。

それにもかかわらず、IASBは、IFRS 3を理論的に進展させる形で「IFRS 3改訂草案」をFASBの「SFAS141改訂草案」とともに共同提案している。具体的には、フレッシュ・スタート法の導入、全部のれんの計上などが公開・提案された。わが国の「企業結合基準」は、基本的に、持分プーリング法の容認、買入のれん（purchased goodwill）の計上を墨守するに止まっている。しかも、表5で示したように、現行基準であるIFRS 3では、正ののれんには減損テスト法の強制適用、負ののれんの消滅（即時取崩法の採用）をメルクマールとするのに対し、「企業結合基準」はそれぞれに「規則的償却法」または「規則的取崩法」を原則適用する。

「IFRS 3改訂草案」が基準化されるような事態になると仮定するならば、国際的会計基準と日本基準との相違は、さらに拡大していく。「企業結合基準」の抜本的修正は余儀なくされるかもしれないが、国際的調整（覇権型国際化・他者依存型国際化ではなく相互依存型国際化）に基づく国際的収斂を実現するためには、IFRS 3および「IFRS 3改訂草案」の理論的妥当性と実務的適用可能性も検討されるべきである課題ではある。

〔注〕

- (1) International Accounting Standards Com-

mittee, *International Accounting Standard (revised 1998) Business Combinations*, (以下、IAS22(1998改訂)と略す), 1998, para. 8.

(2) IAS22(1998改訂), para. 8.

(3) IAS22(1998改訂), paras. 17–18.

(4) IAS22(1998改訂), paras. 77–80.

(5) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations*, (以下、SFAS141と略す), 2001, para. 15.

SFAS141が公表されるまでは、企業結合会計は、基本的には、会計原則審議会（Accounting Principles Board: APB）が1970年8月に公表した「APB意見書第16号 企業結合」（APB Opinion No.16 *Business Combinations* ——以下、APBO 16と略す）に従って実践されていた。APBO16(para. 8)では、一定の条件を満たす場合に持分プーリング法を強制適用し、それ以外の場合にはパーチェス法を適用する「プーリング法条件付適用アプローチ」(condition based pooling approach)が採択されている。

(6) SFAS141, para.B32.

(7) International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standard 3 Business Combinations* (以下、IFRS 3と略す), 2004, para.14.

(8) International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusion IFRS 3 Business Combinations*, 2004, paras. BC42–43 and BC47–49.

(9) 菊谷正人「企業結合会計の新展開——公正価値パーチェス法の理論的妥当性と実務的適用可能性——」『税経通信』第61巻第13号、2006年、25–26頁。

(10) 松尾直彦「わが国会計基準に関するCESRの同等性評価について」『企業会計』第57巻第9号、2005年、70頁。

EU加盟国の証券規制当局から構成されるCESRは、2001年6月に欧州委員会決議により設定された。同等性(equivalence)とは、基準が同一であることを意味するのではなく、投資家が第三国の会計基準に準拠した財務諸表に基づいた場合でも、IAS/IFRSに準拠した財務諸表に基づいた場合と類似する投資判断を行うことができる可能性をい

う（松井泰則「EU会計の夜明けとIAS/IFRSの新局面」『立教経済学研究』第59巻第4号、2006年、64頁）。

(11) International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 22 Accounting for Business Combinations*, 1981, paras.31 and 43.

武田安弘『企業結合会計の研究』白桃書房、1982年、382頁。

(12) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 22 Accounting for Business Combinations*, (以下、IAS22 (1983) という), 1983, paras.36–38.

(13) IAS (1983), paras.40–42.

負ののれんに対する「規則的取崩法」（負債計上・利益取崩法）とは、繰延利益（deferred income）として処理し、組織的基準に基づいて利益に計上していく方法である。「負債計上・資産価値相殺法」とは、繰延利益として処理し、取得により取得した償却可能非貨幣資産にその公正価値の割合に応じて配賦・相殺する方法である。

(14) Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice 22 Accounting for goodwill*, 1984, paras. 32–33.

英国で実践されていた「持分控除法」は、1990年8月1日にASCから改組された会計基準審議会(ASB)が1997年12月に公表した「財務報告基準第10号 のれんと無形資産」(*Financial Reporting Standard 10 Goodwill and intangible assets*)によって、国際的調和化の観点から廃棄された。なお、英国における企業結合会計基準の歴史的展開・内容については、下記論稿を参照のこと。

菊谷正人「英國における企業結合会計の展開」『経理研究』第46号、2002年。

(15) 菊谷正人『国際会計の研究』創成社、1994年、27頁。

1974年に米国とカナダが、南米諸国における資本市場の育成のために、証券監督当局・証券取引所を指導する目的として、米州証券監督協会(Inter-American Association of Securities Commissions)を設立した。1983年5月に、フランスの証券取引委員会、ロンドンの国際証券取引所が加盟したのを契機に、各国の証券監督当局・証券取引所が加入し、1986年7月にIOSCOと改称した。日

本の大蔵省証券局は、1988年11月のメルボルンの第13回総会において加盟した（同上書、36頁）。

(16) International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 32 Comparability of Financial Statements*, (以下、E32と略す), 1989, paras. 18 and 21–22.

(17) 菊谷正人「IAS E32趣意書」について『税経通信』第46巻第2号、1991年、11頁。

(18) International Accounting Standards Committee, *Statement of Intent Comparability of Financial Statements* (以下、「E32趣旨書」という), 1990, para.11.

(19) E32, para.166.

(20) E32, para.168.

「E32趣旨書」, p.17.

(21) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 22 (revised 1993) Business Combinations* (以下、IAS22 (1993改訂) と略す), 1993, paras.14–18 and 61.

IASC理事会は、IAS22 (1993改訂) を含む10篇の改訂IAS（棚卸資産、期間純損益・重大な誤謬・会計方針の変更、研究開発費、工事契約、有形固定資産、収益、退職給付費用、外為替相場変動の影響、企業結合および借入費用）を1993年11月に承認した。これら複数の改訂IASは、『財務諸表の比較可能性 改訂国際会計基準（1993年）』(*Comparability of Financial Statements Revised International Accounting Standards 1993*)として一括・公表されている。

(22) IAS22 (1983), para. 20.

IAS22 (1993改訂), para. 42.

(23) IAS22 (1993改訂), para. 49–51.

(24) IAS22 (1993改訂), para. 45.

(25) 梅原秀継『のれん会計の理論と制度——無形資産および企業結合会計基準の国際比較——』白桃書房、2000年、103頁。

(26) IAS22 (1998改訂), paras. 44, 50–51 and 56–58.

(27) IAS22 (1998改訂), paras. 61–62.

(28) G+1, *Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations*, 1998, paras. 54–55.

(29) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142 Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001, paras. 18–20.

(30) 万代勝信「取得と持分の結合の識別」斎藤静樹編著『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社, 平成16年, 35頁。

(31) International Accounting Standards Board, *Exposure Draft 3 Business Combinations* (以下, ED 3 と略す), 2002, paras. 13and 54.

(32) 宗田健一「会計基準の収斂に関する利害関係者の諸反応」『会計』第169巻第1号, 2006年, 100–105頁。

(33) IFRS 3, paras. 4 – 5.

(34) ED 3, paras. I 1 and I 4.

IFRS 3, paras. IN 2 and IN 5.

(35) IFRS 3, para. 16.

(36) IFRS 3, paras. 17 – 19.

(37) IFRS 3, para. 20.

(38) IFRS 3, paras. 24 and 29.

(39) IFRS 3, para. 25.

(40) SFAS141, para. 22.

(41) 菊谷正人「『企業結合に係る会計基準』の問題点——企業結合会計基準の国際比較——」『九州国際大学経営経済論集』第10巻第3号, 2004年, 220頁。

(42) IFRS 3, para. 27.

(43) IFRS 3, paras. 36 – 37.

公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により資産が交換され、負債が決済される価額である (IFRS 3, Appendix A)。

(44) IFRS 3, para. B16.

(45) 菊谷正人、前掲稿、224頁。

米国のSFAS141 (para. 37) も、IFRS 3と同様に、公正価値に関する一般指針 (general guidance) を資産・負債の種類別に提示している。

(46) IFRS 3, paras. 51 and 54 – 55.

(47) IFRS 3, para. 56.

(48) IFRS 3, Appendix A.

(49) 菊谷正人「国際会計基準第22号『企業結合』の国際的調整」『政経論叢』第121号, 2002年, 130頁。

(50) International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusion on Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS 3 Business Combinations*, 2005, paras. BC32, BC190 and AV16.

「IFRS 3改訂草案」(paras. 8 – 9) では、「パートナーシップ法」は「取得法」(acquisition method) と呼ばれることになった (*Ibid.*, paras. BC 4, BC33 and N 1)。

(51) 醍醐聰「企業結合会計の基礎理論と株式移転への適用」醍醐聰・伊藤眞・加藤厚編著『企業組織再編の会計』東京経済情報出版, 2003年, 142頁。

(52) International Accounting Standards Board, *Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS 3 Business Combinations*, 2005, para. 58 (c).

「非支配株主持分」(non-controlling interest) は、従来の「少数株主持分」(minority interest) に該当する用語である。支配力基準が採用されているので、報告事業体の株主が必ずしも過半数の議決権を保有しているとは限らず、報告事業体外の株主が過半数を占める可能性がある。すなわち、少数の株主に当たらないので、支配していない株主の持分 (非支配株主持分) という用語を使用する方が適切であると考えられている。

(52) 向伊知郎「経済的单一体説に基づいた連結財務報告制度の必要性」『会計・監査ジャーナル』第19巻第2号, 2007年, 101頁。

全部ののれんは、親会社の持分割合にとどまらず、非支配株主の持分割合も含めた企業集団全体の公正価値と、全面時価評価法で再評価された識別可能純資産の差額である (同上書, 101頁)

(54) 萩原正佳「企業結合・連結会計——日本基準と国際会計基準の差異」『企業会計』第59巻第1号, 2007年, 99 – 100頁。